

令和2年度

社会福祉法人・施設等

指導監査の着眼点（会計編）

※法人については、社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日雇児発0427第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか）及び同要綱の一部改正（平成30年4月16日子発0416第1号厚生労働省子ども家庭局長ほか）の別紙「指導監査ガイドライン」に基づき指導監査を実施しますが、同ガイドラインの補足説明資料として作成するものです。

横浜市
こども青少年局 監査課

根拠法令等について

省略標記	正式名称	通知年月日	最近改正
●根拠法令・通知			
社福法	社会福祉法	法律第45号	昭和26年3月29日 平成29年6月2日
規則	社会福祉法施行規則	厚生省令第28号	昭和26年6月21日 平成28年11月11日
指導監査ガイドライン	社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 別紙	雇児発第0427第7号 社援発第0427第1号 老発0427第1号	平成29年4月27日 平成30年4月16日
審査基準 定款例	社会福祉法人の認可について(局長通知) 別紙1 社会福祉法人審査基準 別紙2 社会福祉法人定款例	障第890号 社援第2618号 老発第794号 児発第908号	平成12年12月1日 平成28年11月11日
審査要領	社会福祉法人の認可について(課長通知) 別紙 社会福祉法人審査要領	障企第59号 社援企第35号 老計第52号 児企第33号	平成12年12月1日 平成30年3月30日
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号	平成13年7月23日 平成30年3月30日
会計基準省令	社会福祉法人会計基準	厚生労働省令第79号	平成28年3月31日 平成30年3月20日
運用上の取扱い	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(局長通知)	雇児発0331第15号 社援発0331第39号 老発0331第45号	平成28年3月31日 平成30年3月20日
運用上の留意事項	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について(課長通知)	雇児総発0331第7号 社援基発0331第2号 障障発0331第2号 老総発0331第4号	平成28年3月31日 平成30年3月20日
入札契約等の取扱い	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	雇児総発0329第1号 社援基発0329第1号 障企発0329第1号 老高発0329第3号	平成29年3月29日 —
府子本第254号	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について	府子本第254号 雇児発第0903第6号	平成27年9月3日 平成30年4月16日
府子本第255号	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて	府子本第255号 雇児保発第0903第1号	平成27年9月3日 —
府子本第256号	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について	府子本第256号 雇児保発第0903第2号	平成27年9月3日 平成29年4月6日
運営費局長通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号	平成16年3月12日 平成29年3月29日
運営費課長通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	雇児福発第0312002号 社援基発第0312002号 障障発第0312002号 老計発第0312002号	平成16年3月12日 平成29年3月29日
障発0820第8号	指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて	障発0820第8号	平成24年8月20日 平成26年12月26日
障障発0820第2号	「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」の通知の施行について	障障発0820第2号	平成24年8月20日 —
横浜市要綱(保育所委託費)	保育所委託費経理等取扱要綱	こ保運第3380号	平成23年3月31日 令和2年3月18日
横浜市要綱(向上支援費)	保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱	こ保運第1号	平成27年4月1日 平成30年4月1日
横浜市要領(保育所委託費)	保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領	こ保運第3380号	平成23年3月31日 令和2年3月18日
横浜市要領(事前協議)	「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議」事務取扱要領	福保運第708号	平成17年3月2日 令和2年3月18日

目 次

I 会計管理

1 総則	…	1
2 予算		
(1) 予算編成	…	1
(2) 予算執行	…	1
3 経理規程		
(1) 経理規程の制定	…	1
(2) 経理規程に基づく処理	…	2
(3) 勘定科目	…	2
4 会計帳簿	…	2
5 管理組織		
(1) 会計責任者及び出納職員	…	2
(2) 内部牽制組織	…	2

II 出納

1 現金	…	2
2 収入	…	3
3 寄附金収入		
(1) 寄附	…	3
(2) 寄附受入手続	…	3
(3) 受配者指定寄附金	…	3
4 支出	…	3
5 残高確認		
(1) 現金残高	…	3
(2) 預金残高	…	3
(3) 債権債務残高	…	4
6 その他支出	…	4

III 資産

1 資産の管理		
(1) 固定資産管理台帳	…	4
(2) 固定資産の計上	…	4
(3) リース取引に関する会計	…	4
(4) 基本財産の計上	…	4
2 減価償却	…	5

IV 負債

1 引当金		
(1) 徴収不能引当金	…	5
(2) 退職給付引当金	…	5
(3) 賞与引当金	…	5
(4) その他の引当金	…	5
2 借入金	…	6

V 純資産

1 基本金		
(1) 基本金組入れ	…	6
(2) 基本金取崩し	…	6
(3) 基本金明細書	…	6
2 国庫補助金等特別積立金		
(1) 国庫補助金等特別積立金積立	…	7
(2) 国庫補助金等特別積立金取崩し	…	7
(3) 国庫補助金等特別積立金明細書	…	7
3 その他の積立金	…	7

VI 決算及び計算書類

1 事業区分及び拠点区分		
(1) 事業区分	…	8
(2) 拠点区分	…	8
(3) サービス区分	…	9
(4) 本部会計	…	9
2 決算		
(1) 決算手続	…	9
(2) 附属明細書	…	9
(3) 保存期間	…	10

目 次

VI 決算及び計算書類

3 計算書類

- (1) 総額表示 …… 10
- (2) 内部取引 …… 10
- (3) 計算書類(社会福祉法人) …… 10
- (4) 計算書類(施設)(拠点区分) …… 10
- (5) 計算書類の注記 …… 10

4 資金収支計算書

- (1) 資金収支計算書の内容 …… 10
- (2) 資金収支計算書の資金の範囲 …… 10
- (3) 資金収支計算の方法 …… 11
- (4) 資金収支計算書の区分 …… 11
- (5) 資金収支計算書の構成 …… 11
- (6) 資金収支計算書の整合性 …… 11
- (7) 資金収支計算書の種類及び様式 …… 11

5 事業活動計算書

- (1) 事業活動計算書の内容 …… 11
- (2) 事業活動計算の方法 …… 11
- (3) 事業活動計算書の区分 …… 11
- (4) 事業活動計算書の構成 …… 11
- (5) 事業活動計算書の種類及び様式 …… 11

6 貸借対照表

- (1) 貸借対照表の内容 …… 11
- (2) 貸借対照表の区分 …… 12
- (3) 貸借対照表価額 …… 12
- (4) 純資産 …… 12
- (5) 貸借対照表の種類及び様式 …… 12

7 計算書類の整合性

- (1) 計算書類の整合性 …… 13
- (2) その他 …… 13

8 財産目録

- (1) 財産目録の内容 …… 13
- (2) 財産目録の区分 …… 13
- (3) 財産目録の価額 …… 13
- (4) 財産目録の種類及び様式 …… 14

9 前期末支払資金残高(繰越金) …… 14

10 計上場所

- (1) 法人本部経費 …… 14
- (2) 共通経費按分 …… 14
- (3) 事務費と事業費 …… 15
- (4) その他 …… 15

VII 資産管理

- 資産管理 …… 15

VIII 契約

- 契約手続 …… 17

IX その他

- (1) 書類管理 …… 18
- (2) 利用者預かり金 …… 18
- (3) 法人税、住民税及び事業税 …… 18

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
I 会計管理		
1 総則		
会計基準の適用	社会福祉法人が実施する全ての事業について会計基準が適用されているか。	会計基準省令第1条第3項
2 予算		
(1) 予算編成	資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続きにより作成されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 定款例第31条第1項
	拠点区分ごとに収入及び支出の予算を作成しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項2の(1)
	資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項2の(1)
(2) 予算執行	予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続きを経ているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項2の(2) 定款例第31条第1項
3 経理規程		
(1) 経理規程の制定	定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(2) 運用上の留意事項1の(4) 定款例第34条
	会計年度は4月1日に始まり、3月31日をもって終わっているか。	社福法第45条の23第2項 横浜市要綱(保育所委託費)第6条第1項
	経理規程の内容が法令又は通知に基づいているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(2) 会計基準省令第2条第1項第3号、第4号 運用上の留意事項1の(4)
	その他経理規程の内容に不備はないか。	会計基準省令第2条第1項第3号、第4号 運用上の留意事項1の(4)
	経理規程の制定及び改正にあたっては、定款の定める手続きにより決定されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(2) 定款例第34条
	勘定科目は運用上の留意事項に基づいて経理規程別表にて定められているか。	運用上の留意事項別表3

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
(2) 経理規程に 基づく処理	経理規程が遵守されているか。 ※別紙【監査における確認項目例】を参照してください。	指導監査ガイドラインⅢ3(2) 定款例第34条
	諸会計帳簿は、経理規程に基づいて作成されているか。	運用上の留意事項2の(3)
	諸会計帳簿に不備はないか。	会計基準省令第2条
	すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成しているか。	会計基準省令第2条第1項第1号、第2号
(3) 勘定科目	勘定科目の設定は適正か。	会計基準省令第18条、第24条、第28条 運用上の留意事項25の(1)、別添3
4 会計帳簿		
会計帳簿	各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(4) 運用上の留意事項2の(3)
	計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。	社福法第45条の24 指導監査ガイドラインⅢ3(4) 会計基準省令第2条第1項第2号、第3条、第7条の2、
	帳簿は適切に保存されているか。	社福法第45条の24第2項 指導監査ガイドラインⅢ3(4) 入札契約の取扱い2
5 管理組織		
(1) 会計責任者及 び出納職員	予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(2) 運用上の留意事項1の(1)、(2)
(2) 内部牽制組織	会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(2) 運用上の留意事項1の(1)、(2) 指導監督徹底通知5(3)ア
Ⅱ 出納		
1 現金		
現金	現金管理は適切か。	運用上の留意事項1

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
2 収入		
収入	収入について適切に計上しているか。	会計基準省令第2条 運用上の留意事項10
3 寄附金収入		
(1) 寄附	社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないか。	指導監督徹底通知5(4)エ
	国庫負担(補助)金交付対象である施設整備費及び設備整備費に係る契約の相手方より寄附を受領していないか。	指導監督徹底通知5(2)イ
(2) 寄附受入手続	寄附申込書を受けているか。	運用上の留意事項9の(2)
	寄附金は、寄附目的に合った拠点区分に帰属させ、使用しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項9の(1)
	寄附金品を適正に収入計上しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項9の(2)
	寄附受領に際して、原則として理事長の承認を得ているか。	定款例第24条備考
	寄附金品の収受に関して、理事長権限を適切に委任しているか。	定款例第24条備考
(3) 受配者指定寄附金	受配者指定寄附金は適切に計上されているか。	運用上の留意事項9の(3)
4 支出		
支払い	金銭の支払いは、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われているか。	会計基準省令第1条、第2条
5 残高確認		
(1) 現金残高	現金の残高と帳簿残高を毎日(または収支が発生する毎等経理規程に基づいて)照合しているか。	会計基準省令第2条
(2) 預金残高	預金残高は毎月末、各帳簿残高等と照合しているか。	会計基準省令第2条

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
(3) 債権債務 残高	毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認をしているか。	会計基準省令第2条
6 その他支出		
その他	職員が法人の支出を立て替えていないか。	会計基準省令第1条
	その他不明りょうな出納は見られないか。	会計基準省令第2条
	領収書等証ひょう類を適切に整備しているか。	運用上の留意事項1
	会計帳簿は適切に記録、整理されているか。	会計基準省令第2条
Ⅲ 資産		
1 資産の管理		
(1) 固定資産 管理台帳	固定資産管理台帳を適切に作成しているか。	運用上の留意事項27
(2) 固定資産 の計上	資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第4条第1項、第2項、第3項 運用上の取扱い14、17 運用上の留意事項22
	固定資産は適切な拠点区分に帰属させているか。	会計基準省令第10条 運用上の取扱い2
(3) リース取引に 関する会計	リース取引に関する会計処理は適切に行われているか。	会計基準省令第2条第1項第4号、第4条第1項 運用上の取扱い1の(5)、8 運用上の留意事項20
(4) 基本財産 の計上	基本財産の計上は適切に行われているか。	審査基準第2の2(1)

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
2 減価償却		
減価償却	有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第4条第2項 運用上の取扱い16の(1) 運用上の留意事項17の(1)、(2)
	耐用年数の設定は適正か。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項17の(3)
	減価償却計算は、原則として個別の資産ごとに行っているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項17の(1)
	会計年度の中で取得した固定資産に係る減価償却の計算は、当該資産について計算される年間減価償却額を月数按分しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項17の(5)
	計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 会計基準省令第29条第1項第9号
	減価償却費の配分を適切に行っているか。	運用上の留意事項17の(6)
IV 負債		
1 引当金		
(1) 徴収不能 引当金	債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第5条第2項、第29条第1項第10号
	計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 会計基準省令第29条第1項第10号
(2) 退職給付 引当金	退職給付引当金を適正に計上しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第5条第2項 運用上の取扱い18の(4)
<措置費支弁 対象施設>	退職給与引当金繰入は、施設経理区分の支出として計上しているか。	社援施第9号8
(3) 賞与引当金	賞与引当金を適正に計上しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第5条第2項 運用上の取扱い18の(1)、(2)、(3)
(4) その他引当金	上記のほか、必要な引当金を計上しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第5条第2項 運用上の取扱い18の(1)、(5)

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
2 借入金		
借入金	借入(多額の借財に限る)は、理事会の決議を受けて行われているか。	社福法第45条の13第4項第2号 指導監査ガイドライン I 6(3)
	借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附は遅滞なく履行されているか。	審査要領第2(1)、(2)
	借入及び償還にかかる会計処理は適切に行われているか。	指導監査ガイドライン III 3(3) 運用上の留意事項8
V 純資産		
1 基本金		
(1) 基本金組入れ	基本金について適正に計上されているか。	指導監査ガイドライン III 3(3) 会計基準省令第6条第1項 運用上の取扱い11 運用上の留意事項14
	基本金の組入れについて、各拠点区分に配分されているか。	運用上の留意事項14の(2)
(2) 基本金取崩し	基本金について適正に計上されているか。	指導監査ガイドライン III 3(3) 会計基準省令第6条第1項 運用上の取扱い12
	基本金の取崩しは、各拠点区分において行われているか。	運用上の留意事項14の(3)
	基本金の取崩しを行う場合に、所轄庁に協議しているか。	審査基準第2の2(1) 運用上の留意事項14の(3) 定款例第29条
(3) 基本金明細書	作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。	指導監査ガイドライン III 3(5) 運用上の留意事項14の(4)

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
2 国庫補助金等特別積立金		
(1) 国庫補助金等特別積立金積立	国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第6条第2項 運用上の取扱い10 運用上の留意事項15
	国庫補助金等特別積立金は、合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の留意事項15の(2)ア
(2) 国庫補助金等特別積立金取崩し	国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第22条第1項、第4項 運用上の取扱い9 運用上の留意事項15の(2)イ
	国庫補助金等特別積立金の取り崩しは、各拠点区分で処理されているか。	運用上の留意事項15の(2)イ
(3) 国庫補助金等特別積立金明細書	作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 運用上の留意事項15の(2)ウ
3 その他の積立金		
その他の積立金	その他の積立金について適正に計上されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第6条第3項 運用上の取扱い19 運用上の留意事項19の(1)
	積立資産の積立て時期は適切か。	運用上の留意事項19の(2)
	作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 運用上の取扱い25の(2)ア
<保育所>	委託費を各積立資産に積み立てるにあたって、要件を満たしているか。	府子本第254号1(2)・(3)・(4) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第2項・第3項・第4項
	各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、事前に市と協議を行っているか。	府子本第254号1(3) 横浜市要領(事前協議)第4条 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第3項

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
＜保育所＞	【全要件を満たしている場合】 委託費を各積立資産に積み立てるにあたって、要件を満たしているか。	府子本第254号1(5)・(6) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第5項・第6項 府子本第255号5
	【全要件を満たしている場合】 各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、事前に市と協議を行っているか(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会の承認を得ているか)。	府子本第254号1(6) 府子本第256号(問8)3 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第6項 横浜市要領(保育所委託費)第4条第2項第2号ウ 横浜市要領(事前協議)第4条
	貸借対照表上、積立資産と積立金等の合計額が同額になっているか。	府子本第254号1(4) 横浜市要綱(保育所委託費)第2条第4項 横浜市要領(保育所委託費)第4条第5項
	市要綱第6条第1項第2号に該当する場合、資金収支計算分析表(市要綱別表7)を横浜市に提出しているか。	横浜市要綱(保育所委託費)第6条第1項第2号、同別表7
＜措置費支弁対象施設＞	措置費の一部を積立てするにあたり、会計経理の方法として「会計基準」を採用しているか。	運営費局長通知1(3)
	「修繕積立金」及び「備品等購入積立金」を、「施設整備等積立金」に統合しているか。	社援施第9号3
	作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 社援施第9号3
	積立金の使用計画を作成しているか。	運営費局長通知3(2) 運営費課長通知問5-1、問6-1
	積立金を目的以外に使用する場合は、その使用目的、取崩金額等につき、事前に理事会にて承認を得ているか。	運営費局長通知3(2)
	積立金を目的以外に使用する場合は、事前に横浜市に協議しているか。 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】	運営費課長通知問5-1
	措置施設繰越特定預金は正しく計上、管理されているか	社援施第9号4
VI 決算及び計算書類		
1 事業区分及び拠点区分		
(1) 事業区分	事業区分について、適正に区分されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第7条第2項第1号、第10条第1項 運用上の留意事項4の(3) 移行時の取扱い2(1)、3(1)、4(1)、5(1)、6(1)、7(1)、8(1)、 9(1)、10(2)
(2) 拠点区分	拠点区分について、適正に区分されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第7条第2項第2号、第10条第1項 運用上の取扱い2 運用上の留意事項4の(1)、(2)ア

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
(3) サービス区分	拠点区分について、サービス区分が設けられているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第10条第2項 運用上の取扱い3 運用上の留意事項5の(1)
(4) 本部会計	本部会計は適切に区分されているか。	運用上の留意事項6
2 決算		
(1) 決算手続	資産は実在しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第2条
	負債は網羅的に計上されているか(引当金を除く)。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第2条
	未払金、前受金を適切に計上しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第2条
	未収金、前払金を適切に計上しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第2条
	計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、監事の監査を受けているか。	社福法第45条の28 規則第2条の40 指導監査ガイドラインⅠ3(2) 運用上の留意事項3 定款例第32条
	会計監査人設置法人は、計算書類およびその附属明細書並びに財産目録について会計監査人の監査を受けているか。	社福法第45条の19、45条の28 規則第2条の40 指導監査ガイドラインⅠ3(2) 運用上の留意事項3 定款例第32条
	計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は理事会の承認を受けているか。	社福法第45条の28 規則第2条の40 指導監査ガイドラインⅠ3(2) 運用上の留意事項3 定款例第32条
	会計監査人設置法人以外の法人は計算書類及び財産目録について定時評議員会の承認を受けているか。	社福法第45条の30 規則第2条の40 指導監査ガイドラインⅠ3(2) 運用上の留意事項3 定款例第32条
	会計監査人設置法人は計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。	社福法第45条の31 規則第2条の39、40 指導監査ガイドラインⅠ3(2) 運用上の留意事項3 定款例第32条
(2) 附属明細書	作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 会計基準省令第7条第1項第3号、第30条 運用上の取扱い25の(1)、(2)、別紙3 運用上の留意事項5の(3)
	附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 会計基準省令第7条第1項第3号、第30条 運用上の取扱い25の(1)、(2)、別紙3 運用上の留意事項5の(3)

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
(3) 保存期間	会計に関する書類は保存されているか。	社福法第45条の24第2項 指導監査ガイドラインⅢ3(4) 入札契約等の取扱い2
3 計算書類		
(1) 総額表示	計算書類は総額をもって表示されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第8条
(2) 内部取引	内部取引は相殺消去されているか。	会計基準省令第11条 指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の取扱い4 運用上の留意事項23
(3) 計算書類 ＜社会福祉法人＞	作成すべき計算書類が作成されているか。	社福法45条の27第2項 指導監査ガイドラインⅢ3(3)
	計算書類の様式が会計基準に則しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第2条、第7条 運用上の留意事項7、25の(1)
(4) 計算書類 ＜施設＞ (拠点区分)	作成すべき計算書類は作成されているか。	社福法45条の27第2項 指導監査ガイドラインⅢ3(3)
	計算書類の様式が会計基準に則しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第2条、第7条 運用上の留意事項7、25の(1)
(5) 計算書類の注記	計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 会計基準省令第29条 運用上の取扱い20、21、22、23、24、別紙1、別紙2 運用上の留意事項25の(2)、26
	注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 会計基準省令第29条 運用上の取扱い20、21、22、23、24 運用上の留意事項25の(2)、26
4 資金収支計算書		
(1) 資金収支計算書の内容	資金収支計算書の内容は適切か。	会計基準省令第12条
(2) 資金収支計算書の資金の範囲	資金収支計算書の資金の範囲は適切か。	会計基準省令第13条 運用上の取扱い5
	資産及び負債の流動と固定の区分が適切に行われているか。	運用上の取扱い6
	棚卸資産の会計処理等について、適切に行われているか。	運用上の留意事項16

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
(3) 資金収支計算の方法	資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行われているか。	会計基準省令第14条第1項
(4) 資金収支計算書の区分	資金収支計算書の区分は適切か。	会計基準省令第15条
(5) 資金収支計算書の構成	資金収支計算書の構成は適切か。	会計基準省令第15条、第16条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項
(6) 資金収支計算書の整合性	資金収支計算書上の「予算」欄の額は、理事会で承認された最終補正予算額（補正がない場合は当初の予算額）と一致しているか。	運用上の留意事項2(1) 指導監査ガイドラインⅢ3(3)
(7) 資金収支計算書の種類及び様式	資金収支計算書の種類は適切か。	会計基準省令第17条第1項、第2項、第3項
	資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第17条第4項、第一号第一様式～第四様式
5 事業活動計算書		
(1) 事業活動計算書の内容	事業活動計算書の内容は適切か。	会計基準省令第19条
	収益及び費用は適切な会計期間に計上されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3)
(2) 事業活動計算の方法	事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行われているか。	会計基準省令第20条
(3) 事業活動計算書の区分	事業活動計算書の区分は適切か。	会計基準省令第21条
(4) 事業活動計算書の構成	事業活動計算書の構成は適切か。	会計基準省令第22条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項
(5) 事業活動計算書の種類及び様式	事業活動計算書の種類は適切か。	会計基準省令第23条第1項、第2項、第3項
	事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第23条第4項、第二号第一様式～第四様式
6 貸借対照表		
(1) 貸借対照表の内容	貸借対照表の内容は適切か。	会計基準省令第25条

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
(2) 貸借対照表の 区分	貸借対照表の区分は適切か。	会計基準省令第26条
(3) 貸借対照表価 額	資産の貸借対照表価額は適切か。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第4条第1項 運用上の取扱い13
	資産について時価評価を適正に行っているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第4条第3項、第4項 運用上の取扱い14、17 運用上の留意事項22
	有価証券の価額について適正に評価しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第4条第5項 運用上の取扱い15
	棚卸資産について適正に評価しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第4条第6項
	貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に表示されているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の取扱い6
	有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第4条第2項
(4) 純資産	純資産は適正に計上されているか。	会計基準省令第26条第2項 指導監査ガイドラインⅢ3(3)
(5) 貸借対照表の 種類及び様式	貸借対照表の種類は適切か。	会計基準省令第27条第1項、第2項、第3項
	貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(3) 会計基準省令第27条第4項第三号第一様式～第四様式

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
7 計算書類の整合性		
(1) 計算書類の 整合性	「資金収支計算書」上の「前期末支払資金残高(繰越金)」は、適正に引き継がれているか。	会計基準省令第16条第4項
	資金収支計算書の当期末支払資金残高・前期末支払資金残高と、貸借対照表の当年度末支払資金残高・前年度末支払資金残高(流動資産と流動負債の差額。ただし1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産(貯蔵品を除く。)を除く。)は一致しているか。	会計基準省令第13条 指導監査ガイドラインⅢ3(3)
	貸借対照表上の「前年度欄の額」は、「前年度の貸借対照表上の「当年度欄の額」と一致しているか。	会計基準省令第2条
	貸借対照表と財産目録の金額は一致しているか。	会計基準省令第33条 指導監査ガイドラインⅢ3(3)、(5)
	総勘定元帳と決算書類の整合性はとれているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(4) 会計基準省令第2条
	「事業活動計算書」上の「前期繰越活動増減差額」は、「前年度の事業活動計算書上の次期繰越活動増減差額と一致」しているか。	会計基準省令第22条第6項
	事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越増減差額は一致しているか。また、事業活動計算書の当期活動増減差額と貸借対照表の「(うち当期活動増減差額)」が一致しているか。	会計基準省令第2条 指導監査ガイドラインⅢ3(3)
(2) その他	その他計算書類に大きな誤りはないか。	会計基準省令第2条
	未計上の収支はないか。	会計基準省令第2条
8 財産目録		
(1) 財産目録の内容	財産目録の表示は適切か。	会計基準省令第31条
	基本財産と定款が一致しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5)
(2) 財産目録の区分	財産目録の区分は適切か。	会計基準省令第32条
(3) 財産目録の価額	財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 会計基準省令第33条

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
(4) 財産目録の種類及び様式	財産目録の様式が通知に則しているか。	指導監査ガイドラインⅢ3(5) 会計基準省令第34条 運用上の取扱い26、別紙4
9 前期末支払資金残高(繰越金)等		
前期末支払資金残高(繰越金)等	前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、事前に市に協議を求めているか。	府子本第254号3(1) 市要領(事前協議)第4条第2項 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第1項
<保育所>	【全要件を満たしている場合】 前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、理事会の承認を得ているか、または事前に市に協議を求めているか。	府子本第254号3(2) 市要領(事前協議)第4条第1項、第2項 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第2項
	【全要件を満たしている場合】 前期末支払資金残高の経費充当が適正であるか。	府子本第254号3(2) 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第2項
	当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有か。	府子本第254号3(2) 府子本第256号(問20)・(問21) 横浜市要綱(保育所委託費)第4条第2項 横浜市要領(保育所委託費)第4条第3項第2号
	前期末支払資金残高を取り崩すにあたり、会計経理の方法として「会計基準」を採用しているか。	運営費局長通知1(3)
<措置費支弁対象施設>	前期末支払資金残高(繰越金)を取り崩して使用する場合は、理事会の承認を得ているか。	運営費局長通知4
	前期末支払資金残高(繰越金)を取り崩して使用する場合は、理事会の承認を得、事前に市に協議を求めているか。 【法人が「第三者委員の設置・第三者評価の受審等」の条件を満たさない場合】	運営費課長通知問5-2
	前期末支払資金残高の取崩額は、適切な使途に充当されているか。	運営費局長通知4
	当期末支払資金残高は、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有か。	運営費局長通知4
	前期末支払資金残高を取り崩すにあたり、会計経理の方法として「会計基準」を採用しているか。	運営費局長通知1(3)
10 計上場所		
(1) 法人本部経費		運用上の留意事項6
<保育所>	理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等、その他の区分に属さないものを法人本部に係る経費として計上しているか。	横浜市要領(保育所委託費)第4条第5項第3号
<措置費支弁対象施設>		運営費局長通知4 運営費局長通知5(2)
(2) 共通経費按分	人件費、光熱水費、減価償却費等、複数の事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する収入(収益)及び支出(費用)については、合理的な基準に基づいて配分しているか。	会計基準省令第14条第2項、第20条第2項 指導監査ガイドラインⅢ3(3) 運用上の取扱い7 運用上の留意事項13の(1)、別添1

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
(3) 事務費と事業費	事務費・事業費について適切に計上しているか。	運用上の留意事項13の(2)
(4) その他	受配者指定寄附金以外の配分金は適切に計上されているか。	運用上の留意事項9の(3)
	その他計上場所に誤りがないか。	会計基準省令第18条、第24条、第28条 運用上の留意事項25の(1)、別添3
VII 資産管理		
資産管理	事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の法人内資金移動を正確に把握しているか。	運用上の留意事項11、12
	社会福祉法人外への資金貸付はないか。	指導監督徹底通知5(3)ウ 運営費局長通知5(2) 障発第1018003号 老発第188号第2-2 府子本第254号4(2)
	公益事業から剰余金が生じた場合、この法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てられているか。	審査基準第1の2(6)
	社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。	社福法第26条第1項、第57条 指導監査ガイドラインⅡ4 定款例第35条備考二
	基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。	指導監査ガイドラインⅢ2(1) 審査基準第2の3(1) 定款例第30条
	基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。	指導監査ガイドラインⅢ2(2) 審査基準第2の3(2)、(3) 定款例第30条
<保育所>		府子本第254号4(1) 横浜市要綱(保育所委託費)第5条第1項
<措置費支弁対象施設>	資産の管理運用は、安全、確実な方法で行われているか。	運営費局長通知5(1) 運営費課長通知問12

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
資産管理	株式の保有が法令上認められるものであるか。	指導監査ガイドラインⅢ2(3) 審査要領第2(10)
	株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。	指導監査ガイドラインⅢ2(3) 審査要領第2(11)
	基本財産以外の資産を株式で保有する場合は、理事会の承認を得ているか。	定款例第30条備考
<措置費支弁対象施設>	運営費（措置費収入）の充当は、限度額内で行っているか。	運営費局長通知3(3)
	「施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入（運用収入）」の充当は適切に行われているか。	運営費局長通知3(4)
	運営費（措置費収入）及び運用収入の充当を行うにあたり、「運営費の弾力運用の要件」を満たしているか。	運営費局長通知1
<保育所>	委託費について、適切な目的に使用しているか。	府子本第254号1 横浜市要綱（保育所委託費）第2条
	委託費の弾力運用について、充当制限を守っているか。	府子本第254号1(4)・(5)、別表2・3・4・5 横浜市要綱（保育所委託費）第2条第4項・第5項、別表2・3・4・5
	保育事業向上支援費の取扱いは適正か。	横浜市要綱（向上支援費）
	委託費の弾力運用を行う場合には、要件をすべて満たしているか。	府子本第254号1(2)・(4)・(5) 横浜市要綱（保育所委託費）第2条第2項・第4項・第5項
	委託費の充当は、限度額内で行っているか。	府子本第254号 横浜市要綱（保育所委託費）
	新たに保育所を経営する事業を行う設置者が、弾力運用を行っていないか。	府子本第255号4 横浜市要領（保育所委託費）第3条第3項
	法人外への貸付金はないか。	府子本第254号4(2) 府子本第256号（問15） 横浜市要綱（保育所委託費）第5条第2項 横浜市要領（保育所委託費）第4条第4項
	貸付金は、年度内に精算しているか。	府子本第254号4(2) 横浜市要綱（保育所委託費）第5条第2項

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
＜措置費支弁対象施設＞	運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借について、当該年度内に精算は行われているか。	運営費局長通知5(2)
	運営費の「相互流用」及び「当該法人内の他会計(各施設経理区分・法人本部・特別会計)への貸付」を行うにあたり、「運営費の弾力運用の要件」を満たしているか。	運営費局長通知1
＜障害児施設＞	障害児施設給付費を財源とする資金の運用は適正か。	障発0820第8号2
	障害児施設給付費を財源とする資金の繰入れは適正か。	障発0820第8号3(1)
	障害児施設給付費を財源とする資金の繰替使用は適正か。	障発0820第8号3(2)
	障害児施設給付費を財源とする法人役員及び評議員の報酬は適正か。	障発0820第8号3(3)
	適正に会計処理が行われているか。	障発0820第8号4(1)
	当期末の障害児施設給付費は適切に設定されているか。	障障発0820第2号問3
VIII 契約 ※ 横浜市から建設費等助成を受けて、「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」の適用を受ける場合を除く。		
契約手続	高額な契約について、原則として競争入札を行っているか。	入札契約等の取扱い1(3) 指導監督徹底通知5(3)エ 指導監査ガイドラインⅢ4(4)
	価格による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し、比較しているか。	入札契約等の取扱い1(4) 指導監督徹底通知5(3)エ 指導監査ガイドラインⅢ4(4)
	随意契約の際、契約業者選定にあたっては、関係通知に定められた一般的な基準によることとし、理由を明確にしているか。	入札契約等の取扱い1(3)、(4) 指導監査ガイドラインⅢ4(4)
	理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めているか。	入札契約等の取扱い1(1) 指導監査ガイドラインⅢ4(4)

●社会福祉法人・施設等（会計編）指導監査における着眼点

項目	着眼点	根拠法令
IX その他		
(1) 書類管理	書類は適切に保存、管理されているか。	社福法第45条の27第4項 運用上の留意事項1の(2) 入札契約等の取扱い ²
(2) 利用者預かり金	利用者から預かる金銭等の管理は適切か。	運用上の留意事項1の(3)
(3) 法人税、住民税 及び事業税	法人税、住民税及び事業税を納税する法人の場合、計算書類は適切に記載されているか。	運用上の留意事項 ²⁴

指導監査基準 I 会計管理－3 経理規程 (2) 経理規程に基づく処理 「経理規程が遵守されているか」
 監査における確認項目

項目	確認事項	<参考>モデル経理規程(*)の参照条文
月次報告	月次試算表を作成しているか。	第32条
	月次試算表を理事長等(統括会計責任者等経理規程に定められた報告先、以下同じ)に提出しているか。	
	月次試算表の理事長への提出は遅滞なく行われているか。	
現金収入の取扱い	日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後規程に定める期間内に金融機関に預け入れているか。	第24条
	金銭の収納に際して、出納職員は、所定の印を押した領収書を発行しているか。	第23条
寄附受入手続	寄附金品台帳を適切に作成しているか。	第12条注9図
	寄附領収書を発行しているか。	第23条
支出承認手続	金銭の支払いの際には、会計責任者の承認を得ているか。	第26条第2項
概算払いの手続	概算払いについて、適切な会計処理を行っているか。	第29条
小口現金出納帳	小口現金出納帳を適切に作成しているか。	第12条注9図
小口現金の保有限度額	経理規程に定められた小口現金の限度額は、守られているか。	第28条
小口現金の運用	小口現金の取り扱いが適切に行われているか。	第28条 第30条
資産管理	預金管理は適切か。	第30条 第40条
契約書等の作成	契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときに、契約書を作成しているか。	第75条 第76条第1項
	契約担当者は、契約をする際に、請書その他これに準ずる書面を徴しているか(契約書の作成を省略できる場合)。	第76条第2項

(*) 社会福祉法人モデル経理規程 (全国社会福祉施設経営者協議会 平成29年3月15日付)

なお、参照条文は、会計監査人を設置しない法人におけるモデル経理規程のものです。